

回 覧										
--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

建設型応急住宅（合津仮設団地）の入居希望者を募集します。

令和7年8月6日からの低気圧と前線による大雨に伴う災害で被災された方で、居住できる住宅がない市民を対象に建設型応急住宅の入居希望者を募集します。

1. 募集する団地と住戸

名称：合津仮設団地

所在地：上天草市松島町合津4984-2

仕様：ムービングハウス（木造ユニット構造）

	2DKタイプ	3DKタイプ
戸数	6戸	4戸
面積	34㎡程度	58㎡程度
世帯人員	1人～3人用	4人以上

2. 応募条件（以下の7項目のいずれにも該当する方）

- (1) 令和7年8月6日からの低気圧と前線による大雨に伴う災害（以下「当該災害」という。）時点（令和7年8月10日）において、上天草市に住所を有する方
- (2) 当該災害により次の要件のいずれかを満たす方
 - ① 住宅が全壊又は流出し、居住する住宅がない方
 - ② 「大規模半壊」、「中規模半壊」又は「半壊」であっても、水害により流入した土砂や流木等（耐え難い悪臭等を含む。）により住宅としての利用ができず、自らの住居に居住できない方
 - ③ 二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフライン（水道、電気、ガス、道路等）が途絶している、地すべり等により避難指示等を受けているなど、長期にわたり自らの住居に居住できないと上天草市長が認める方
 - ④ その他、国と県との協議により、やむを得ず入居すべきと認められた方
- (3) 他に居住できる住宅がなく、自らの資力をもってしては、住居を確保することができない方
- (4) 災害救助法に基づく「障害物の除去制度」（公費による家裏の土砂撤去等）を利用していない方
 ※災害によって住居又はその周辺に運ばれ、日常生活に著しい支障を及ぼしている障害物を除去する制度
- (5) 応急修理制度を利用していない方
- (6) 賃貸型応急住宅に入居していない方
- (7) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でない方

3. 応募期間

令和7年10月21日（火）～11月4日（火）（必着）

※募集数を満たさない場合は追加募集を行います。

4. 応募方法

建設型応急住宅入居申請書に必要事項を記入の上、以下の窓口を持参するか、FAXによりお申し込みください。

※申請書様式は右の市ホームページからダウンロードするか以下の窓口にご連絡ください。

【窓口】

上天草市役所企画政策課（上天草市大矢野町上1514）

市ホームページはこちら
からアクセスできます



5. 選定方法

以下の世帯については優先して選定することとします。

優先順位	世帯の内容
1) 最も優先度が高い世帯	・ 75 歳以上の高齢者だけで構成される 2 人以上の世帯 ・ 身体障害者手帳 1 級又は 2 級の方がいる世帯 ・ 療育手帳・精神障害者保健福祉手帳 1 級を持っている方がいる世帯 ・ 高齢者・障害者（児）がいて家族介護が必要と市町村が認める世帯
2) 1) の次に優先度が高い世帯	・ 3 歳以下の乳幼児又は妊婦のいる世帯
3) 1), 2) の次に優先度が高い世帯	・ 中学生以下の子供が 3 人以上いる世帯
4) 1), 2), 3) の次に優先度が高い世帯	・ 75 歳以上の高齢者がいる世帯

6. 入居時期

令和7年11月下旬頃を予定しています。なお、詳細については入居決定通知書によりお知らせします。

7. 入居時に必要となる書類

入居の際には、以下の書類をご提出いただきます。

・ 使用貸借契約書 ・ 誓約書 ・ リ災証明書（コピー可）

8. その他入居の条件

- ① 入居期間は当該仮設団地の入居開始日から2年以内です。但し、被災した住家が借家または公営住宅に入居していた方は、原則1年以内です。
- ② 家賃は必要ありません。
- ③ 駐車場は原則として1世帯1台分です。
- ④ 電気代、水道代、ガス代及び共益費、自治会費等は、入居者の負担となります。

【お問合せ先】

上天草市役所企画政策課

TEL:0964-26-5546 FAX:0964-56-4972